

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）新旧対照表
 （昭和36年条例第65号）

改正案	現行	備考
<p style="text-align: center;">鹿児島県青少年保護育成条例</p> <p style="text-align: right;">昭和36年12月22日</p> <p style="text-align: right;">条例第65号</p> <p>（定義）</p> <p>第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 青少年 <u>18歳未満</u> の者をいう。</p> <p>(2) 保護者 親権者、未成年後見人、寄宿舍の管理人その他青少年を現に保護監督する者をいう。</p> <p>(3) 図書等 書籍、雑誌その他の刊行物、図画、写</p>	<p style="text-align: center;">鹿児島県青少年保護育成条例</p> <p style="text-align: right;">昭和36年12月22日</p> <p style="text-align: right;">条例第65号</p> <p>（定義）</p> <p>第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 青少年 <u>6歳から18歳に達するまでの者</u>をいう。</p> <p>(2) 保護者 親権者、未成年後見人、寄宿舍の管理人その他青少年を現に保護監督する者をいう。</p> <p>(3) 図書等 書籍、雑誌その他の刊行物、図画、写</p>	<p>青少年を取り巻く環境の変化に合わせて、青少年の定義の見直しを行う。</p> <p>（規定参考）</p> <p>京都府</p> <p>（施行期日）</p> <p>令和8年7月1日</p>

(昭和36年条例第65号)

改正案	現行	備考
<p>真, 映写用フィルム, スライドフィルム, 録音テープ, 録音盤, ビデオテープ, ビデオディスク, シー・ディー・ロムその他これらに類するものをいう。</p> <p>(4) 自動販売機 物品の販売に従事する者と客とが直接に対面することなく, 販売をすることができる設備を有する機器(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して販売をすることができるものを含む。)をいう。</p> <p>(5) 自動貸出機 物品の貸付けに従事する者と客とが直接に対面することなく, 貸付けをすることができる設備を有する機器(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して貸付けをすることができるものを含む。)をいう。</p> <p>(6) テレホンクラブ等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。)第2条第9項に規定</p>	<p>真, 映写用フィルム, スライドフィルム, 録音テープ, 録音盤, ビデオテープ, ビデオディスク, シー・ディー・ロムその他これらに類するものをいう。</p> <p>(4) 自動販売機 物品の販売に従事する者と客とが直接に対面することなく, 販売をすることができる設備を有する機器(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して販売をすることができるものを含む。)をいう。</p> <p>(5) 自動貸出機 物品の貸付けに従事する者と客とが直接に対面することなく, 貸付けをすることができる設備を有する機器(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して貸付けをすることができるものを含む。)をいう。</p> <p>(6) テレホンクラブ等営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。)第2条第9項に規定</p>	<p>このページ改正なし</p>

(昭和36年条例第65号)

改正案	現行	備考
<p>する店舗型電話異性紹介営業（以下「店舗型電話異性紹介営業」という。）及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。</p> <p>(7) 利用カード テレホンクラブ等営業に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的を持って発行する文書その他の物品をいう。</p> <p>(<u>有害玩具刃物等</u>の制限)</p> <p>第12条 何人も、<u>玩具</u>，器具その他これらに類するもの又は刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）（以下「<u>玩具刃物等</u>」という。）で，その形状，構造又は機能が次の各号のいずれかに該当するものを青少年に所持させないようにしなければならない。</p> <p>(1) 人の生命，身体又は財産に危害を及ぼし，青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p>	<p>する店舗型電話異性紹介営業（以下「店舗型電話異性紹介営業」という。）及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。</p> <p>(7) 利用カード テレホンクラブ等営業に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的を持って発行する文書その他の物品をいう。</p> <p>(<u>有害がん具刃物等</u>の制限)</p> <p>第12条 何人も、<u>がん具</u>，器具その他これらに類するもの又は刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）（以下「<u>がん具刃物等</u>」という。）で，その形状，構造又は機能が次の各号のいずれかに該当するものを青少年に所持させないようにしなければならない。</p> <p>(1) 人の生命，身体又は財産に危害を及ぼし，青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p>	<p>文言の整理 (施行期日) 公布の日</p>

(昭和36年条例第65号)

改正案	現行	備考
<p>(2) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>2 知事は、<u>玩具刃物等</u>の形状、構造又は機能が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その<u>玩具刃物等</u>を有害な<u>玩具刃物等</u>として指定することができる。</p> <p>3 第8条第3項の規定は、前項の規定による指定又は指定の取消しについて準用する。</p> <p>4 知事は、第2項の規定による指定又は指定の取消しをしたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。</p> <p>5 第1項第2号に該当する<u>玩具刃物等</u>で、次の各号のいずれかに該当するものは、第2項の規定による指定がない場合であつても、有害な<u>玩具刃物等</u>とする。</p> <p>(1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する</p>	<p>(2) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>2 知事は、<u>がん具刃物等</u>の形状、構造又は機能が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その<u>がん具刃物等</u>を有害な<u>がん具刃物等</u>として指定することができる。</p> <p>3 第8条第3項の規定は、前項の規定による指定又は指定の取消しについて準用する。</p> <p>4 知事は、第2項の規定による指定又は指定の取消しをしたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。</p> <p>5 第1項第2号に該当する<u>がん具刃物等</u>で、次の各号のいずれかに該当するものは、第2項の規定による指定がない場合であつても、有害な<u>がん具刃物等</u>とする。</p> <p>(1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する</p>	<p>文言の整理 (施行期日)</p> <p>公布の日</p>

(昭和36年条例第65号)

改正案	現行	備考
<p>物品であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの</p> <p>(2) 使用済みの下着（これと誤認される表示がなされ、又は形態であるものを含む。）</p> <p>6 <u>玩具刃物等</u> の販売を業とする者は、第2項の規定により指定された<u>有害な玩具刃物等</u> 及び前項の規定に該当する<u>有害な玩具刃物等</u>（以下「<u>有害玩具刃物等</u>」）と総称する。）を青少年に販売してはならない。</p> <p>（自動販売機等による販売又は貸付けの自主規制等）</p> <p>第13条 自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）による図書等の販売又は貸付けを業とする者（以下「図書等自動販売貸付業者」という。）又は自動販売機による<u>玩具刃物等</u> の販売を業とする者（以下「<u>玩具刃物等自動販売業者</u>」）という。）</p>	<p>物品であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの</p> <p>(2) 使用済みの下着（これと誤認される表示がなされ、又は形態であるものを含む。）</p> <p>6 <u>がん具刃物等</u> の販売を業とする者は、第2項の規定により指定された<u>有害ながん具刃物等</u> 及び前項の規定に該当する<u>有害ながん具刃物等</u>（以下「<u>有害がん具刃物等</u>」）と総称する。）を青少年に販売してはならない。</p> <p>（自動販売機等による販売又は貸付けの自主規制等）</p> <p>第13条 自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）による図書等の販売又は貸付けを業とする者（以下「図書等自動販売貸付業者」という。）又は自動販売機による<u>がん具刃物等</u> の販売を業とする者（以下「<u>がん具刃物等自動販売業者</u>」）という。）</p>	<p>文言の整理 （施行期日）</p> <p>公布の日</p>

(昭和36年条例第65号)

改正案	現行	備考
<p>は、この条例に定める事項を的確に行わせるため、規則で定めるところにより、その設置する図書等の自動販売機等又は玩具刃物等の自動販売機ごとに、図書等の自動販売機等を管理する者（以下「図書等自動販売機等管理者」という。）又は玩具刃物等の自動販売機を管理する者（以下「玩具刃物等自動販売機管理者」という。）を置かなければならない。</p> <p>2 図書等自動販売貸付業者及び図書等自動販売機等管理者又は玩具刃物等自動販売業者及び玩具刃物等自動販売機管理者は、図書等でその内容が第8条第1項各号のいずれかに該当するもの又は玩具刃物等でその形状、構造若しくは機能が前条第1項各号のいずれかに該当するものを自動販売機等に収納しないようにしなければならない。</p> <p>3 自動販売機により医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36</p>	<p>は、この条例に定める事項を的確に行わせるため、規則で定めるところにより、その設置する図書等の自動販売機等又はがん具刃物等の自動販売機ごとに、図書等の自動販売機等を管理する者（以下「図書等自動販売機等管理者」という。）又はがん具刃物等の自動販売機を管理する者（以下「がん具刃物等自動販売機管理者」という。）を置かなければならない。</p> <p>2 図書等自動販売貸付業者及び図書等自動販売機等管理者又はがん具刃物等自動販売業者及びがん具刃物等自動販売機管理者は、図書等でその内容が第8条第1項各号のいずれかに該当するもの又はがん具刃物等でその形状、構造若しくは機能が前条第1項各号のいずれかに該当するものを自動販売機等に収納しないようにしなければならない。</p> <p>3 自動販売機により医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36</p>	<p>文言の整理 (施行期日) 公布の日</p>

(昭和36年条例第65号)

改正案	現行	備考
<p>年政令第11号)別表第1に規定する衛生用品を販売することを業とする者は、自動販売機の設置場所、販売の方法等について配慮し、青少年の健全な育成を阻害しないようにしなければならない。</p> <p>(図書等自動販売貸付業者等の届出義務等)</p> <p>第14条 図書等の自動販売機等又は<u>玩具刃物等</u>の自動販売機を設置しようとする図書等自動販売貸付業者又は<u>玩具刃物等自動販売業者</u>は、自動販売機等を設置する日の15日前までに、当該自動販売機等ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 住所、氏名(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。第3号及び第4号において同じ。)及び電話番号</p> <p>(2) 自動販売機等の設置場所</p>	<p>年政令第11号)別表第1に規定する衛生用品を販売することを業とする者は、自動販売機の設置場所、販売の方法等について配慮し、青少年の健全な育成を阻害しないようにしなければならない。</p> <p>(図書等自動販売貸付業者等の届出義務等)</p> <p>第14条 図書等の自動販売機等又は<u>がん具刃物等の</u>自動販売機を設置しようとする図書等自動販売貸付業者又は<u>がん具刃物等自動販売業者</u>は、自動販売機等を設置する日の15日前までに、当該自動販売機等ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 住所、氏名(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。第3号及び第4号において同じ。)及び電話番号</p> <p>(2) 自動販売機等の設置場所</p>	<p>文言の整理 (施行期日) 公布の日</p>

(昭和36年条例第65号)

改正案	現行	備考
<p>(3) 自動販売機等の設置場所を提供した者の住所、氏名及び電話番号</p> <p>(4) 凶書等自動販売機等管理者又は玩具刃物等自動販売機管理者の住所、氏名及び電話番号</p> <p>(5) 自動販売機等の機種及び製造番号</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更を生じた日又は廃止した日から15日以内に、規則で定めるところにより、当該変更に係る事項又は廃止した旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 前2項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、知事が交付する届出済証を当該届出に係る自動販売機等の表面の見やすい場所に、表示しておかなければならない。</p>	<p>(3) 自動販売機等の設置場所を提供した者の住所、氏名及び電話番号</p> <p>(4) 凶書等自動販売機等管理者又はがん具刃物等自動販売機管理者の住所、氏名及び電話番号</p> <p>(5) 自動販売機等の機種及び製造番号</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更を生じた日又は廃止した日から15日以内に、規則で定めるところにより、当該変更に係る事項又は廃止した旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 前2項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、知事が交付する届出済証を当該届出に係る自動販売機等の表面の見やすい場所に、表示しておかなければならない。</p>	<p>文言の整理 (施行期日)</p> <p>公布の日</p>

(昭和36年条例第65号)

改正案	現行	備考
<p>4 前3項の規定は、風適法第2条第1項に規定する風俗営業（同項第5号の営業を除く。）に係る営業所、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る営業所又は店舗型電話異性紹介営業に係る営業所（以下「店舗型電話異性紹介営業所」という。）に設置する自動販売機等については、適用しない。</p> <p>（自動販売機等による販売又は貸付けの制限）</p> <p>第15条 図書等自動販売貸付業者又は図書等自動販売機等管理者は有害図書等を自動販売機等に、<u>玩具刃物等自動販売業者</u> 又は<u>玩具刃物等自動販売機管理者</u> は有害玩具刃物等を自動販売機に収納し、又は収納しておいてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、前条第4項に掲げる営業所（以下「青少年立入禁止場所」という。）に設置されている自動販売機等については、適用しない。</p>	<p>4 前3項の規定は、風適法第2条第1項に規定する風俗営業（同項第5号の営業を除く。）に係る営業所、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る営業所又は店舗型電話異性紹介営業に係る営業所（以下「店舗型電話異性紹介営業所」という。）に設置する自動販売機等については、適用しない。</p> <p>（自動販売機等による販売又は貸付けの制限）</p> <p>第15条 図書等自動販売貸付業者又は図書等自動販売機等管理者は有害図書等を自動販売機等に、<u>がん具刃物等自動販売業者</u> 又は<u>がん具刃物等自動販売機管理者</u> は有害がん具刃物等を自動販売機に収納し、又は収納しておいてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、前条第4項に掲げる営業所（以下「青少年立入禁止場所」という。）に設置されている自動販売機等については、適用しない。</p>	<p>文言の整理 （施行期日） 公布の日</p>

(昭和36年条例第65号)

改正案	現行	備考
<p>(<u>淫行</u>等の禁止)</p> <p>第22条 何人も、青少年に対して<u>淫行</u>又はわいせつ行為をしてはならない。</p> <p>2 何人も、青少年に対して前項の行為を教え、又は見せてはならない。</p> <p>(青少年のインターネット利用環境の整備)</p> <p>第26条 保護者は、フィルタリングソフトウェア（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。）又はフィルタリングサービス（同条第10項に規定する青少年有害情報フ</p>	<p>(<u>いん行</u>等の禁止)</p> <p>第22条 何人も、青少年に対して<u>いん行</u>又はわいせつ行為をしてはならない。</p> <p>2 何人も、青少年に対して前項の行為を教え、又は見せてはならない。</p> <p>(青少年のインターネット利用環境の整備)</p> <p>第26条 保護者は、フィルタリングソフトウェア（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。）又はフィルタリングサービス（同条第10項に規定する青少年有害情報フ</p>	<p>文言の整理</p> <p>(施行期日)</p> <p>公布の日</p>

(昭和36年条例第65号)

改正案	現行	備考
<p>ィルタリングサービスをいう。以下同じ。)の利用その他の方法により,その保護監督する青少年が有害情報(同条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。)を閲覧し,又は視聴することがないように努めなければならない。</p> <p>2 青少年の保護と健全な育成に携わる者は,フィルタリングソフトウェア及びフィルタリングサービスの利用の普及のための活動その他の啓発活動により,青少年が有害情報を閲覧し,又は視聴することがないように努めなければならない。</p> <p>3 インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を青少年の利用に供する者は,当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては,フィルタリングソフトウェア又はフィルタリングサービスの利用その他の方法により,青少年が有害情報を閲覧し,又は視聴することがないように努め</p>	<p>ィルタリングサービスをいう。以下同じ。)の利用その他の方法により,その保護監督する青少年が有害情報(同条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。)を閲覧し,又は視聴することがないように努めなければならない。</p> <p>2 青少年の保護と健全な育成に携わる者は,フィルタリングソフトウェア及びフィルタリングサービスの利用の普及のための活動その他の啓発活動により,青少年が有害情報を閲覧し,又は視聴することがないように努めなければならない。</p> <p>3 インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を青少年の利用に供する者は,当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては,フィルタリングソフトウェア又はフィルタリングサービスの利用その他の方法により,青少年が有害情報を閲覧し,又は視聴することがないように努め</p>	<p>このページ改正なし</p>

(昭和36年条例第65号)

改正案	現行	備考
<p>なければならない。</p> <p>4 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者(特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成13年法律第137号) <u>第2条第4号</u>に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たっては、青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングソフトウェア及びフィルタリングサービスに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の書面交付義務等)</p> <p>第26条の2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供</p>	<p>なければならない。</p> <p>4 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号) <u>第2条第3号</u>に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たっては、青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングソフトウェア及びフィルタリングサービスに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。</p> <p>(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の書面交付義務等)</p> <p>第26条の2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供</p>	<p>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の改正に伴う改正</p> <p>(施行期日)</p> <p>公布の日</p>

(昭和36年条例第65号)

改正案	現行	備考
<p>事業者等をいう。以下同じ。)は、携帯電話インターネット接続役務(青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。)の提供に関する契約(既に締結されている携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約(以下「既契約」という。)の変更を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約にあつては、当該既契約の相手方又は当該既契約に係る携帯電話端末等(同項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。)の変更を伴うものに限る。以下この項において同じ。)を締結する場合において、当該契約の相手方が青少年である場合にあつては当該青少年に対して、当該契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該契約の相手方が青少年の保護者である場合にあつては当該保護者に対して、青少年インターネット環境整備法第14条の規定に</p>	<p>事業者等をいう。以下同じ。)は、携帯電話インターネット接続役務(青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。)の提供に関する契約(既に締結されている携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約(以下「既契約」という。)の変更を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約にあつては、当該既契約の相手方又は当該既契約に係る携帯電話端末等(同項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。)の変更を伴うものに限る。以下この項において同じ。)を締結する場合において、当該契約の相手方が青少年である場合にあつては当該青少年に対して、当該契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該契約の相手方が青少年の保護者である場合にあつては当該保護者に対し</p>	<p>このページ改正なし</p>

(昭和36年条例第65号)

改正案	現行	備考
<p>より、同条各号に掲げる事項を説明するときは、併せて、これらの事項を記載した書面(当該事項を記録した電磁的記録を含む。)を交付しなければならない。</p> <p>2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定によりフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、当該青少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由及び当該保護者の氏名その他の規則で定める事項を記載した書面(当該理由及び当該事項を記録した電磁的記録を含む。第4項において同じ。)を、携帯電話インターネット接続役務提供事業者(青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。</p>	<p>より、同条各号に掲げる事項を説明するときは、併せて、これらの事項を記載した書面_____を交付しなければならない。</p> <p>2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定によりフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、当該青少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由及び当該保護者の氏名その他の規則で定める事項を記載した書面(当該理由及び当該事項を記録した電磁的記録を含む。以下____同じ。)を、携帯電話インターネット接続役務提供事業者(青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。</p>	<p>電磁的記録の提供を可能とするための改正 (施行期日) 公布の日</p> <p>文言の整理 (施行期日) 公布の日</p>

(昭和36年条例第65号)

改正案	現行	備考
<p>ない。</p> <p>3 保護者は、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定によりフィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、当該保護者の責任において適切に当該青少年の特定携帯電話端末等（同条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。）に係るフィルタリング有効化措置を行うこと及び当該保護者の氏名その他の規則で定める事項を記載した書面（当該事項を記録した電磁的記録を含む。第5項において同じ。）を、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。</p> <p>4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、第2項に規定する書面の提出を受け、フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネッ</p>	<p>ない。</p> <p>3 保護者は、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定によりフィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、当該保護者の責任において適切に当該青少年の特定携帯電話端末等（同条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。）に係るフィルタリング有効化措置を行うこと及び当該保護者の氏名その他の規則で定める事項を記載した書面_____を、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。</p> <p>4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、第2項に規定する書面の提出を受け、フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネッ</p>	<p>文言の整理 （施行期日） 公布の日</p>

(昭和36年条例第65号)

改正案	現行	備考
<p>ト接続役務を提供した場合は、当該書面の提出を受けた日から当該役務の提供に関する契約が終了する日又は当該契約に係る青少年の年齢が18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面を保存しなければならない。</p> <p>5 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、第3項に規定する書面の提出を受け、フィルタリング有効化措置を講じないで特定携帯電話端末等を販売した場合は、当該書面の提出を受けた日から当該特定携帯電話端末等に係る携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約が終了する日又は当該特定携帯電話端末等を使用している青少年の年齢が18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面を保存しなければならない。</p> <p>6 前2項の場合において、<u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前2項の書面の保存に代えて</u></p>	<p>ト接続役務を提供した場合は、当該書面の提出を受けた日から当該役務の提供に関する契約が終了する日又は当該契約に係る青少年の年齢が18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面を保存しなければならない。</p> <p>5 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、第3項に規定する書面の提出を受け、フィルタリング有効化措置を講じないで特定携帯電話端末等を販売した場合は、当該書面の提出を受けた日から当該特定携帯電話端末等に係る携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約が終了する日又は当該特定携帯電話端末等を使用している青少年の年齢が18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面を保存しなければならない。</p> <p>(追加)</p>	<p>携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が</p>

(昭和36年条例第65号)

改正案	現行	備考
<p><u>当該書面の内容を記載し,又は記録した書面又は電磁的記録を保存することができる。</u></p> <p><u>7</u> 知事は,携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第1項若しくは<u>第5項</u>の規定に違反していると認めるとき又は携帯電話インターネット接続役務提供事業者が第4項の規定に違反していると認めるときは,当該携帯電話インターネット接続役務提供者等に対し,必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p><u>8</u> 知事は,前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が当該勧告に従わないときは,その旨を公表することができる。</p> <p><u>9</u> 知事は,前項の規定による公表をしようとするときは,あらかじめ,当該公表に係る携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し,その旨を通知し,その者又はその代理人に対し,意見を述べる機会を与</p>	<p><u>6</u> 知事は,携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第1項若しくは<u>前項</u>の規定に違反していると認めるとき又は携帯電話インターネット接続役務提供事業者が第4項の規定に違反していると認めるときは,当該携帯電話インターネット接続役務提供者等に対し,必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p><u>7</u> 知事は,前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が当該勧告に従わないときは,その旨を公表することができる。</p> <p><u>8</u> 知事は,前項の規定による公表をしようとするときは,あらかじめ,当該公表に係る携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し,その旨を通知し,その者又はその代理人に対し,意見を述べる機会を与</p>	<p>行う保存方法の見直しに伴う項の追加及び項の追加に伴う項ずれ (施行期日) 公布の日</p>

(昭和36年条例第65号)

改正案	現行	備考
<p>えなければならない。</p> <p>(立入調査等)</p> <p>第26条の3 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する者に、営業時間中、次に掲げる場所に立ち入り、必要な調査をさせ、関係人から資料の提出を求めさせ、又は関係人に対して質問させることができる。</p> <p>(1) 興行者等の興行又は営業の場所</p> <p>(2) 有害映画等を見せ、又は聞かせる場所</p> <p>(3) 図書等取扱業者の営業の場所</p> <p>(4) <u>玩具刃物等</u>の販売を業とする者の営業の場所</p> <p>(5) 質屋、古物商又は金属くず類業者の営業の場所</p> <p>(6) 利用カードの販売を業とする者の営業の場所</p> <p>(7) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等</p>	<p>えなければならない。</p> <p>(立入調査等)</p> <p>第26条の3 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する者に、営業時間中、次に掲げる場所に立ち入り、必要な調査をさせ、関係人から資料の提出を求めさせ、又は関係人に対して質問させることができる。</p> <p>(1) 興行者等の興行又は営業の場所</p> <p>(2) 有害映画等を見せ、又は聞かせる場所</p> <p>(3) 図書等取扱業者の営業の場所</p> <p>(4) <u>がん具刃物等</u>の販売を業とする者の営業の場所</p> <p>(5) 質屋、古物商又は金属くず類業者の営業の場所</p> <p>(6) 利用カードの販売を業とする者の営業の場所</p> <p>(7) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>文言の整理 (施行期日)</p> <p>公布の日</p>

(昭和36年条例第65号)

改正案	現行	備考
<p>の営業の場所</p> <p>2 前項の規定により知事が指定する者が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査は、必要最小限度において行うべきであつて、関係人の正常な業務を妨げることがあつてはならない。</p> <p>4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第22条第1項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第24条の規定に違反して同条第1号、第3号又は第5号に掲げる行為をする場所を提供し、又は周</p>	<p>の営業の場所</p> <p>2 前項の規定により知事が指定する者が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査は、必要最小限度において行うべきであつて、関係人の正常な業務を妨げることがあつてはならない。</p> <p>4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第22条第1項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第24条の規定に違反して同条第1号、第3号又は第5号に掲げる行為をする場所を提供し、又は周</p>	<p>このページ改正なし</p>

(昭和36年条例第65号)

改正案	現行	備考
<p>旋した者</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第22条第2項又は第23条の規定に違反した者</p> <p>(2) 第24条の規定に違反して同条第6号に掲げる行為をする場所を提供し、又は周旋した者</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第15条第1項の規定に違反して有害図書等を自動販売機等に収納し、又は収納しておいた者</p> <p>(2) 第22条の2の規定に違反して、青少年に対して、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めた者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うように求めた者</p>	<p>旋した者</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第22条第2項又は第23条の規定に違反した者</p> <p>(2) 第24条の規定に違反して同条第6号に掲げる行為をする場所を提供し、又は周旋した者</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第15条第1項の規定に違反して有害図書等を自動販売機等に収納し、又は収納しておいた者</p> <p>(2) 第22条の2の規定に違反して、青少年に対して、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めた者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うように求めた者</p>	<p>このページ改正なし</p>

(昭和36年条例第65号)

改正案	現行	備考
<p>イ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対して対償を供与し、若しくはその供与を約束する方法により、当該提供を行うように求めた者</p> <p>(3) 第24条の規定に違反して同条第2号又は第4号に掲げる行為をする場所を提供し、又は周旋した者</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>(1) 第7条第1項、第9条第7項、第12条第6項又は第16条第1項若しくは第2項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第11条第6項の規定による知事の命令に違反した者</p> <p>(3) 第14条第1項又は第17条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p>	<p>イ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対して対償を供与し、若しくはその供与を約束する方法により、当該提供を行うように求めた者</p> <p>(3) 第24条の規定に違反して同条第2号又は第4号に掲げる行為をする場所を提供し、又は周旋した者</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>(1) 第7条第1項、第9条第7項、第12条第6項又は第16条第1項若しくは第2項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第11条第6項の規定による知事の命令に違反した者</p> <p>(3) 第14条第1項又は第17条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p>	<p>このページ改正なし</p>

(昭和36年条例第65号)

改正案	現行	備考
<p>(4) 第15条第1項の規定に違反して<u>有害玩具刃物等</u>を自動販売機に収納し、又は収納しておいた者</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>(1) 第6条第3項、第20条又は第21条の規定に違反した者</p> <p>(2) 第7条第2項、第8条第5項又は第14条第3項（第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定による表示をしていない者</p> <p>(3) 第14条第2項（第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(4) 第26条の3第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、虚偽の資料を提出し、又は質問に対して虚偽の答弁をした者</p>	<p>(4) 第15条第1項の規定に違反して<u>有害がん具刃物等</u>を自動販売機に収納し、又は収納しておいた者</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>(1) 第6条第3項、第20条又は第21条の規定に違反した者</p> <p>(2) 第7条第2項、第8条第5項又は第14条第3項（第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定による表示をしていない者</p> <p>(3) 第14条第2項（第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(4) 第26条の3第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、虚偽の資料を提出し、又は質問に対して虚偽の答弁をした者</p>	<p>文言の整理 （施行期日）</p> <p>公布の日</p>

(昭和36年条例第65号)

改正案	現行	備考
6 第22条, 第23条又は第24条の規定に違反した者は, 青少年の年齢を知らないことを理由として, 第1項から第3項までの規定による処罰を免れることができない。ただし, 当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは, この限りでない。	6 第22条, 第23条又は第24条の規定に違反した者は, 青少年の年齢を知らないことを理由として, 第1項から第3項までの規定による処罰を免れることができない。ただし, 当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは, この限りでない。	このページ改正なし